

奈労発基0308第3号
令和4年 3月 8日

各団体の長 殿

奈良労働局長
(公印省略)

事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について

平素は労働行政の推進について、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、事務所衛生基準規則の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第29号)が令和4年3月1日に公布され、同年4月1日から施行されることになりました。

本改正の趣旨、内容については別添のとおりとなっております。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、厚生労働省ホームページに掲載の内容を参照いただきながら、会員事業場等関係者に対する本改正内容等の周知に御協力を賜りますよう御願い申し上げます。

【関係ページ】事務所における労働衛生対策 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html